



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*2 和歌山県報発行規則の一部を改正する規則 (総務課)..... 1
- \*3 和歌山県聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部を改正する規則 ( " )..... 2
- \*4 和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )..... 2

### ○ 告示

- 82 包括外部監査契約の締結 (財政課)..... 3
- 83 引の池土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課)..... 4
- 84 三谷井土地改良区の定款変更の認可 ( " )..... 4
- 85 保安林予定森林 (森林整備課)..... 4
- 86 " ( " )..... 5
- 87 保安林の指定施業要件変更予定 ( " )..... 5
- 88 " ( " )..... 5
- 89 基本測量の実施 (技術調査課)..... 6
- 90 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路保全課)..... 6
- 91 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課)..... 6
- 92 " ( " )..... 7
- 93 和歌山県公立高等学校タブレット型コンピュータ等賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)..... 8

### ○ 選挙管理委員会告示

- \*8 参議院議員選挙執行規程(平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第38号)の一部改正 ..... 10
- \*9 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正 ..... 12

### ○ 公告

- 入札公告 (教育委員会)..... 12

## 規 則

### 和歌山県規則第2号

和歌山県報発行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県報発行規則の一部を改正する規則

和歌山県報発行規則(昭和25年和歌山県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記様式(第3条関係)略	別記様式(第3条関係)略

略

日本産業規格 A 列 4 番

略

日本工業規格 A 列 4 番

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

和歌山県規則第3号

和歌山県聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則（平成8年和歌山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第2号様式中「殿」を「様」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第3号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第4号様式から別記第7号様式までの規定中「殿」を「様」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第8号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第9号様式及び別記第10号様式中「殿」を「様」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第11号様式及び別記第12号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第13号様式及び別記第14号様式中「殿」を「様」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第15号様式及び別記第16号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、別記第2号様式、別記第4号様式から別記第7号様式まで、別記第9号様式及び別記第10号様式並びに別記第13号様式及び別記第14号様式の改正規定（「殿」を「様」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第4号

和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県個人情報保護条例施行規則（平成15年和歌山県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第11条関係）			別表（第11条関係）		
公文書の 種別	写しの種類	費用 の額	公文書の 種別	写しの種類	費用 の額

1 文書、 図画 又は写 真	複写機により用紙に複写した もの（日本産業規格A列0番の 大きさまでのもの。ただし、カ ラーによる写しの交付は、同規 格A列3番の大きさまでのもの に限る。）	略	1 文書、 図画 又は写 真	複写機により用紙に複写した もの（日本工業規格A列0番の 大きさまでのもの。ただし、カ ラーによる写しの交付は、同規 格A列3番の大きさまでのもの に限る。）	略
略			略		
8 6の 項及び 7の項 に掲げ るもの 以外の 電磁的 記録	複写機により用紙に複写した もの（日本産業規格A列0番の 大きさまでのもの。ただし、カ ラーによる写しの交付は、同規 格A列3番の大きさまでのもの に限る。）	略	8 6の 項及び 7の項 に掲げ るもの 以外の 電磁的 記録	複写機により用紙に複写した もの（日本工業規格A列0番の 大きさまでのもの。ただし、カ ラーによる写しの交付は、同規 格A列3番の大きさまでのもの に限る。）	略
略			略		
備考 略			備考 略		

別記第24号様式から別記第33号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和元年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成31年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者（以下「包括外部監査人」という。）に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

次の表に定める基本費用の額並びに同表に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合計した金額

基本費用	3,795,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
執務費用 及び実費	<p>執務費用及び実費については、次のとおり算定した金額とし、5,005,000円（消費税及び地方消費税を含む。）をもって上限とする。</p> <p>1 執務費用 基本執務費用に外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 基本執務費用 包括外部監査人が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の執務日数に、89,000円を乗じた金額とする。</p> <p>(2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の事務の補助の執務日数に当該外部監査人補助者が公認会計士又は弁護士であるときは89,000円を、当該外部監査人補助者が公認会計士試験合格者等であるときは55,000円をそれぞれ乗じた金額を合算したものとす。</p> <p>2 実費 旅費に關係人出頭費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 旅費</p>

包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために出張（包括外部監査人又は外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査又はそのために行った監査の事務の補助のため、和歌山県の法第4条第1項に規定する事務所の所在地（包括外部監査人が主として監査を実施する場所が同項に規定する事務所以外にある場合には、その所在地）を離れて旅行することをいう。以下同じ。）したときの当該出張に要した費用及び外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査の事務の補助のために出張したときの当該出張に要した費用を非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和28年和歌山県条例第35号。以下「条例」という。）の例により算定した額とする。

(2) 関係人出頭費用

包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために関係人の出頭を求めたときの当該関係人の出頭に要した費用を条例の例により算定した金額とする。

3 包括外部監査人の氏名及び住所

坂井俊介

大阪府豊中市新千里北町一丁目20番3号

4 包括外部監査人に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査結果の報告後、包括外部監査人の請求に基づき支払う。

和歌山県告示第83号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、引の池土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和元年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第84号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三谷井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和元年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第85号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字川合字古留133の1、字東谷136、大字北野川字坂無483

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第86号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字二澤字日浦谷339、342、342の1、352の1から352の3まで、353、353の1、354、355、字足谷307の2

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第87号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第88号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33

条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第89号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間 令和元年7月1日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市、新宮市、西牟婁郡白浜町、上富田町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、太地町及び串本町

**和歌山県告示第90号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 泉佐野岩出線

区 間	延 長 メートル	指定の部分
岩出市中迫字塚本167番1地先から同市宮字宮ノ内75番1地先まで	760.00	上下線

**和歌山県告示第91号**

令和元年度胃部及び胸部（デジタル）併用検診車の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成

7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
胃部及び胸部（デジタル）併用検診車 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県会計局総務事務集中課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和元年5月15日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社大黒  
和歌山県和歌山市手平三丁目8番43号
- 5 落札金額  
84,150,000円（うち消費税及び地方消費税の額7,650,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成31年4月19日

**和歌山県告示第92号**

令和元年度胃部（デジタル）検診車の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
胃部（デジタル）検診車 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県会計局総務事務集中課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和元年5月15日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社大黒  
和歌山県和歌山市手平三丁目8番43号
- 5 落札金額  
70,400,000円（うち消費税及び地方消費税の額6,400,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成31年4月19日

## 和歌山県告示第93号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県公立高等学校タブレット型コンピュータ等賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和元年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する業務の名称及び業務の内容

## (1) 業務の名称

和歌山県公立高等学校タブレット型コンピュータ等賃貸借業務

## (2) 業務の内容

和歌山県公立高等学校タブレット型コンピュータ等賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和元年5月31日現在において次の要件を満たしている者（この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、各構成員が次に掲げる（1）から（8）までの要件を満たしている者であって、かつ、各構成員のうちいずれかの者が（9）の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 自己、自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定により更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定により再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。



- (7) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (8) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (9) 入札公告の日から過去5年間に於いて、この入札に係る業務と同種同等規模の契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）がある者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- なお、コンソーシアムにあっては、ア及びシの書類については代表者が、サの書類については2の(9)の要件を満たす構成員が提出するものとし、イからコまでの書類については構成員ごとに作成し、提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアムとして申請する場合は、一般競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム））
- イ 事業経歴書
- ウ 使用印鑑届
- エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- オ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- カ 直近1事業年度分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- （イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する都道府県税全税目
- （ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）
- ク 役員調書
- ケ 誓約書
- コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合。コンソーシアムにあっては、委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者））
- サ 2の(9)の要件を満たすことを証する契約書その他の書類の写し
- シ コンソーシアム協定書の写し（コンソーシアムとして申請する場合）
- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のウからケまでに掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) (1)のアからウまで及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和元年5月31日（金）から同年6月27日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和元年6月5日（水）から同月18日（火）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- 令和元年6月7日（金）から同月27日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの

間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合にあっては、令和元年6月27日（木）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館7階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3707

ファクシミリ番号 073-441-3652

電子メールアドレス e5002001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和元年7月9日（火）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者のみに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和元年7月24日（水）までに、書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、令和元年7月29日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

---

## 選挙管理委員会告示

---

### 和歌山県選挙管理委員会告示第8号

参議院議員選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年5月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

参議院議員選挙執行規程（平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第38号）の一部を次のように改正する。

別記第14号様式を次のように改める。

別記第14号様式（第29条関係）

（参議院比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名の揭示）

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名			(ふりがな) 略称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	年 月 日 執行 参議院比例代表選出議員選挙    市(町)(村)選挙管理委員会
順位 氏名 ふりがな	(順位) (氏名) ふりがな	優先的に当選人と なるべき候補者	氏名 ふりがな	何々 ふりがな	
順位 氏名 ふりがな	(順位) (氏名) ふりがな	優先的に当選人と なるべき候補者	氏名 ふりがな	何々 ふりがな	
順位 氏名 ふりがな	(順位) (氏名) ふりがな	優先的に当選人と なるべき候補者	氏名 ふりがな	何々 ふりがな	
順位 氏名 ふりがな	(順位) (氏名) ふりがな	優先的に当選人と なるべき候補者	氏名 ふりがな	何々 ふりがな	

## 附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## 和歌山県選挙管理委員会告示第9号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年5月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第2項の表中

「 社会福祉法人芦辺会特別養護 老人ホーム 芦 辺 荘 」	和歌山市南片原二丁目12番地	を
「 社会福祉法人芦辺会特別養護 老人ホーム グ ラ ン リ ー フ 」	和歌山市南片原二丁目12番地	に、
「 社会福祉法人高陽会特別養護 老人ホーム 高 陽 園 」	紀の川市上田井1020番地	を
「 社会福祉法人高陽会特別養護 老人ホーム 高 陽 園 」	紀の川市東大井11-3	に改める。

## 公 告

## 入 札 公 告

和歌山県公立高等学校タブレット型コンピュータ等賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和元年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

令和元年度から令和6年度まで

## (2) 業務の名称

和歌山県公立高等学校タブレット型コンピュータ等賃貸借業務

## (3) 業務の内容

和歌山県公立高等学校タブレット型コンピュータ等賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）

による。

## (4) 賃貸借期間

令和元年10月1日から令和6年9月30日まで

ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても、翌年度以降において当該調達業務に係る和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は本契約を変更し、又は解除することがある。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和元年和歌山県告示第93号に規定する和歌山県公立高等学校タブレット型コンピュータ等賃貸借業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

### (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館7階

和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課

### (2) 期間

令和元年5月31日（金）から同年6月27日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

## 4 入札説明書を交付する場所及び期間等

### (1) 場所

3の（1）に同じ。

### (2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 入札説明書について質問がある者は、令和元年6月5日（水）から同月18日（火）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

## 5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

### ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館5階 会議室504

### イ 入札日時

令和元年7月10日（水）午後2時30分

### ウ 開札場所

アに同じ。

### エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和元年7月9日（火）午後5時までに和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課へ必着するように行わなければならない。

## 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載す

ること。

#### 7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合は、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかの者がこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁学校教育課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁学校教育課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3707

ファクシミリ番号 073-441-3652

電子メールアドレス e5002001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Installation, lease and maintenance of Tablet computers for the Public high school, 1 set

(2) Time limit for tender :

2:30 p.m. 10 July 2019 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 9 July 2019)

(3) Contact point for the notice :

Prefectural School Education Section of Wakayama Prefectural Board of Education,

1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262, Japan

TEL 073-441-3707

FAX 073-441-3652

e-mail e5002001@pref.wakayama.lg.jp